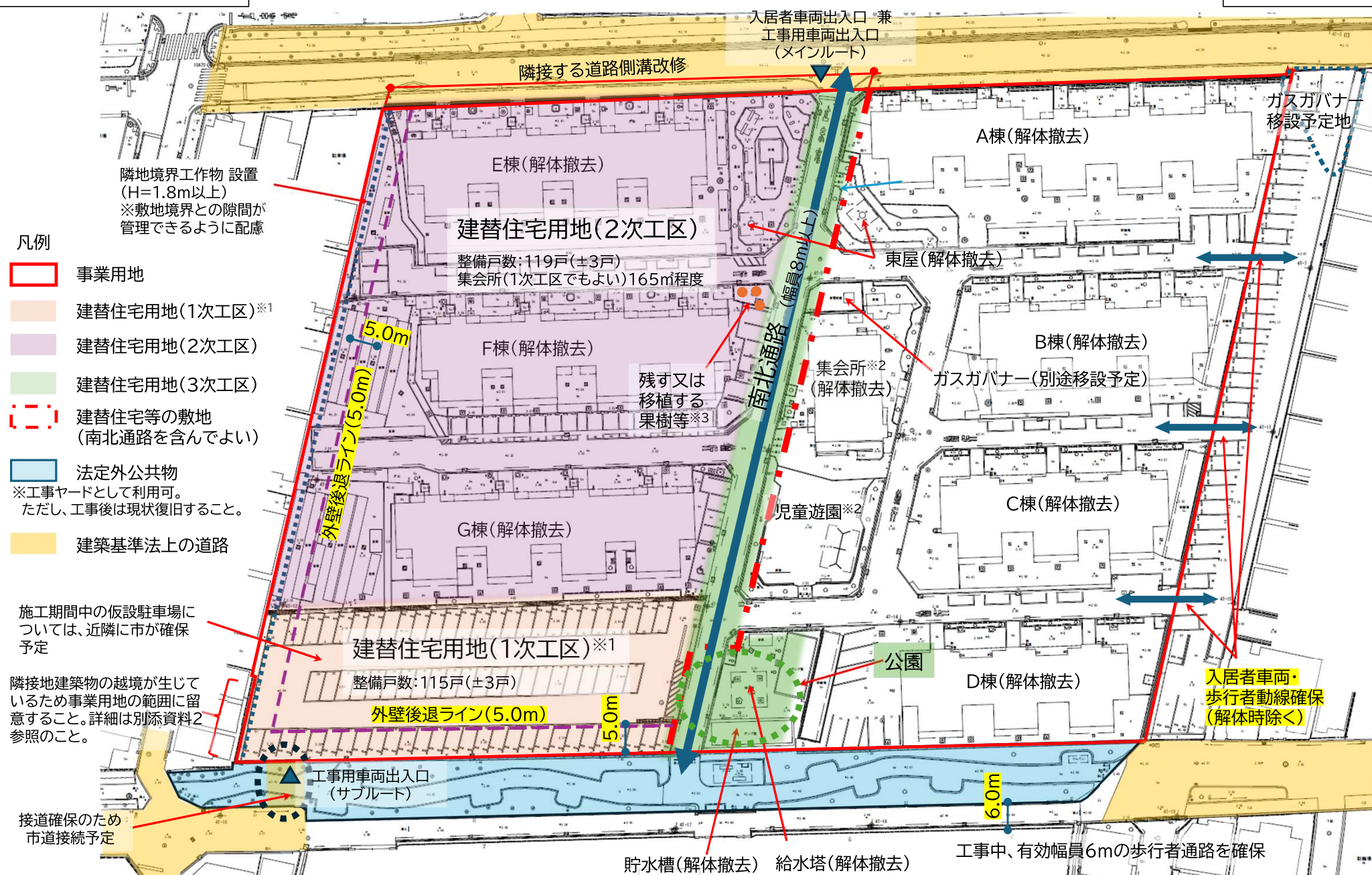




※1 建替住宅用地(1次工区)の範囲は、図示した事業用地南西の駐車場敷地(周辺外構含む)のうち、事業者の提案による。電気・水道・下水道等のインフラ敷設ルートは適切に含める。

※2 2次工区において集会所及び公園又は広場を整備する場合は、新設する集会所及び公園又は広場の使用が可能となるまで、既存の集会所及び児童遊園を使用できるようにすること。

※3 事業用地内の果樹等の既存樹木(3本)は、長年入居者により継承されてきた自然環境を保全する観点から、可能な限り残す又は移植すること。

※4 既存付帯施設は主な付帯施設のみ図示。その他、駐輪場・倉庫・遊具等が存在。E～G棟西側の倉庫は事業開始前に市が撤去予定。

※5 配置・縮尺はイメージであり、詳細は要求水準書本文を参照